

松川村森林経営管理制度実施方針

1. 趣旨

松川村森林経営管理制度実施方針は、松川村に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう松川村が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2. 森林所有者意向調査について

(1) 現況及び対象森林の考え方

松川村に存する民有林は1,687haで、そのうち人工林は558haとなっている。近年は松くい虫被害により枯死するアカマツも多々あり、毎年衛生伐等により対応しているところである。また、民有林のうち所有者が自ら管理する森林（公有林・団体有林・経営計画対象森林を除く）は624haとなっている。さらに、民有林の保有規模が5ha以下の小規模零細林家が多くを占めていることに加え、山林の地籍調査が行われておらず、境界が確定している民有林は極僅かである。このような背景から過去10年以上間伐等が行われていない民有林は1,220haとなっている。

これまで村内の林業経営は、民間の林業事業者による森林経営計画策定森林が主に行われてきているところである。

村では、森林所有者（林業事業者への長期施業委託含む。以下同じ）による施業を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、アカマツ林及び水源涵養・防災減災機能を持つ人工林について、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。なお、運用の流れとしては、まず対象森林の絞り込みを行い、その後森林所有者へ意向調査を実施し、回答内容に応じて対応を検討していく。

(2) 対象森林等

ア 対象森林から除外する森林（1,120ha）

- ・ 森林経営計画樹立森林
- ・ 森林経営計画樹立候補森林
- ・ 公有林
- ・ 団体有林
- ・ 保安林のうち治山事業等整備計画のある森林

イ 対象森林の絞り込み（17.65ha）・・・別添1内の人工林から除外森林の面積を除いた面積当初5年間程度は以下の人工林を対象とする。

- ・ 民家や生活道路に隣接している森林
- ・ 松くい虫被害の可能性のある森林
- ・ 水源地周辺の森林

(3) 意向調査

対象地及び優先順位は別添のとおり

3. 意向確認後の森林経営管理の方針

対象森林は、松川村による主体的な整備を進めることを基本とし、対象森林を明確化した上で、森林経営管理権を設定するものとする。

現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、関係する森林組合等に紹介し、当該林業経営体に経営管理を再委託するものとする。また、再委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第 33 条 1 ロに基づく区域設定を検討する。

森林経営管理権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で森林経営管理権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。

機能向上の観点から更新が必要な森林については、更新の目的に応じた伐採を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

4. 森林経営管理制度の実施コストについて

村が森林経営管理制度を実施する経費は森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲内で実施する。

なお、森林環境譲与税は松川村森林経営管理基金（以下、基金という。）に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とする。

5. 森林環境譲与税及び森林環境税の活用における基本方針

村では、次の方針に基づき、適切な森林整備やその促進のための取り組みを、森林環境譲与税及び森林環境税を活用して計画的・効果的に進める。

(1) 森林整備の推進

村の森林においては、森林経営計画等による施業の集約化により計画的な森林整備が進められている一方、木材価格の低迷や所有者不明森林の増加などにより、手入れが行われていない森林も多く存在している。また、松くい虫やナラ枯れなどの森林病虫害の拡大による森林の多面的機能の低下や集落に近接した手入れが行われていない森林からの野生鳥獣出没による農業被害、インフラに隣接した森林の防災対策等が課題となっている。

こうした地域課題を解消するため、林業事業者や意欲と能力のある林業経営者と連携して、適正な森林整備による森林の多面的機能の維持・増進を図るための取り組みを進める。

(2) 木材利用の推進

村の人工林資源の大半は主伐期を迎えており、また、森林資源の約1割は広葉樹が占めるなど、これらの資源の有効な利活用を進めていく必要がある。

このため、「松川村公共建築物・公共土木工事等における木材利用促進方針」に基づき、公共施設等の木材化・木質化を促進するとともに、木製品や木質バイオマスなどの木材利用の拡大・促進の取り組みを進める。

(3) 川上と川下の連携による林業の促進

路網整備や高性能林業機械の導入、ICT等を活用した先端技術の導入等により、木材の安定供給体制を構築するとともに、低コスト林業を推進し、伐採・搬出、木材利用及び造林の課題に対応するための取り組みを進める。

(4) 人材育成・担い手確保

森林整備等を推進するための担い手の確保と育成のため、地域関係者と連携を図りながら、新規雇用者の確保や担い手の労働環境の改善、先端技術の導入など、林業就業者の安定確保に向けた取り組みを進める。

(5) 普及啓発

森林の多面的機能や森林整備の必要性などについて、地域住民に対して理解を深めるための取り組みを行うとともに、企業や都市住民との交流による普及啓発活動を進める。

(6) 広域連携

森林経営管理制度をより効率的・効果的に推進するため、市町村間の連携を進める。

(7) その他

地域課題を踏まえた林業施策を推進するために必要と認められる取り組みを進める。

6. その他特記事項

対象森林は随時見直しを行い、見直しにあつては林業普及指導員や地域林業関係者の意見を聞きながら進めることとし、結果は村民が閲覧できるものとする。

意向調査や現地調査の結果は森林簿等に反映し、関係情報の精度向上に努める。

業務の遂行にあたって、人員の不足等が出てきた場合、必要に応じて会計年度任用職員等の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、近隣市町村や長野県と情報の共有その他連携して進める事項の検討を行う。